

令和2年（行ウ）第22号・サケ捕獲権確認請求事件

原告 ラポロアイヌネイション

被告 国他1名

2023年3月15日

札幌地方裁判所民事第3部 御中

原告訴訟代理人

弁護士	市	川	守	弘
弁護士	毛	利		節
弁護士	難	波	徹	基
弁護士	木	場	知	則
弁護士	今	橋		直
弁護士	長	岡	麻 寿	恵
弁護士	皆	川	洋	美
弁護士	伊	藤	啓	太

準備書面（10）

本件訴訟において、原告が主張するサケ捕獲権のような先住民族が歴史的、社会的、精神的、文化的に有していた自然資源に関する権利は、当該先住民族に属する各集団が有していた固有の権利であることは、既に準備書面（1）、3ページ以下で主張している。そして原告の集団が、この固有の権利として浦幌十勝川の河口部周辺においてサケ捕獲権を有することを具体的に主張した（訴状8ページ以下、及び準備書面（1）、15ページ以下）。

本準備書面では、訴状8ページ以下で主張している近世におけるアイヌの集団としての権利の存在について、榎森進の意見書（甲72）を基に詳述するものであり、このことから本件サケ捕獲権は、アイヌ集団である原告の生来的な固有の権利であることを歴史的に裏付けるものである。

1. 幕藩制国家と朱印状（黒印状）

1 幕藩制社会、幕藩制国家について

歴史学では近世（時代呼称では江戸時代）における日本の社会や国家体制を幕藩制社会、幕藩制国家と称している。この幕藩制国家は米作による生産高を基準にした「石高」を経済的基盤として組織され、この石高は、幕府及び幕府の家臣、並びに全国の諸大名の石高が総石高の98パーセント以上を占めていた。この石高が日本を支配する経済的・社会的特徴ないし制度（石高制）となったために幕藩制国家と称し、その社会を幕藩制社会と称している（意見書1～2ページ）。

2 将軍による各大名の領地の保障と松前氏宛黒印状（朱印状）の特異性

幕藩制社会・国家において、各大名の領地は徳川将軍からの各大名宛の領地朱印状（黒印状も含む）であり、領地判物（10万石以上の大名の場合で花押による）である。松前藩以外の大名に対しては、この朱印状ないし領地判物には領地となる地域の国名、郡名とそれぞれの石高が記載された目録が添付される。この朱印状や領地判物は、徳川将軍が代替わりするたびに各大名へ発給されていた。

これらの諸大名と異なり、松前藩の大名（藩主）に対しては、松前が米作不可能地であるため、石高は記載されず、法令文書形式の「定」形式であった。

徳川家康の松前志摩の守宛の黒印状の内容は、意見書3ページに記載され、これによると国名、郡名、総石高は一切記載されていない。1条は松前氏のアイヌ交易権の独占を、2条は松前氏の城下にある松前港に入港する船舶への課税権を、3条はアイヌへの非分行為（違法行為）の禁止を、それぞれ定めている。

そして、アイヌとの関りで重要な点が2条の「付」^{つけどり}である。この文言は「時の幕藩制国家が津軽海峡以北のアイヌ民族を『幕藩制国家の外の人々』と位置付けていたことを示している」からである（意見書4ページ）。「付」に記載される、「何方へ^{いづかた}往行候共、蝦夷次第致すべき事」は、蝦夷（アイヌ）は、どこに行こうと、何をしようと蝦夷（アイヌ）の思うままにするように、という定めの内容であり、このことからアイヌは幕藩制国家の外の人々とされている。

第3 松前藩とアイヌとの関係

1 和人地（松前地）と蝦夷地の区分

アイヌは、「付」によると「何方へ^{いづかた}往行候共、蝦夷次第致すべき事」となっているところ、この蝦夷次第とされる地域はどの地域なのか、が問題となる。

榎森は意見書4ページ後段において、「蝦夷が島」（現北海道島のこと）を渡島半島の南端の松前を中心に西は熊石村から東は亀田村（1633年頃には、東端は現在函館市内にある汐首村まで）を結ぶ地域を和人専用の地域として「和人地（松前地）」と称し、この地域の北側に広がるすべての地域を化外の民である蝦夷としてのアイヌが居住する「蝦夷地」と称していたとのことである。熊石村と亀田村には番所（事実上の関所）を設け、人物の往来を厳しく取り締まったとされている。

この和人地の範囲は、1799年には若干の広がりを見せ、熊石村から山越内までを結ぶ地域が和人地（松前地）となり、山越に番所を設置して人物の往来を取り締まったとされている。

「蝦夷次第」とされる地域は、この蝦夷地をさしている。

この和人地（松前地）と蝦夷地とを区分する体制は、1869年（明治2年）7月まで続いていた。

2 「付」文言の変化

付の文言は、4代将軍家綱までの朱印状では同じ内容の文言であったが、5代将軍綱吉が発布した朱印状からは「蝦夷人其所にて往来の儀は、心次第たるべき事」と変化する。「何方^{いづかた}」という文言が「其所^{そのところ}」に変化したのである。これは1669年のシャクシャインの蜂起を期に変化したものとみられるところ、「付」のいう「其所にて往来」の意味は、「当時アイヌ民族が居住している具体的地域をさし」「実在の地域は『商場』と見て間違いない」（意見書6ページ）と考えられている。

理由としては、アイヌと松前藩との交易は、当初「城下交易」というアイヌが蝦夷地の各地から松前港に出かけて交易をする形態から「『蝦夷地』内に設定した藩主と藩主が上級家臣に俸禄（知行）として宛がった『蝦夷地』内の交易の場である『商場^{あきないば}』での交易へと変質した時期であり、またシャクシャインの蜂起を期に7カ条の起請文によってアイヌに対して松前藩以外の藩との交易を禁止することを約束させ、商場における松前藩主及び上級家臣との交易に厳格に制限した時期に重なるからである。（以上は、意見書6ページ）

3 松前藩の「領地」と「領民」・アイヌは領民ではない

朱印状（黒印状）に定められた松前藩とアイヌとの関係はさらに郷帳^{ごうちょう}によっても検討することができる。郷帳とは、幕府勘定所（機関名）が、村ごとの貢納石高を列記し、郡・国毎にそれぞれ村数・石高の合計を記した帳簿のことである。これによって全国の収納石高を明確に把握することができる財政上の基礎台帳のことである。このうち元禄郷帳に記載されている松前島郷帳では、西は熊石村の北側のほろむい村までの44か村（西在郷）が記載され、それより西（北）方面について、「これより蝦夷地」として44地名、さらに「是よりそうやの内」として4地名が記載され、東は松前の東のおよべ（及部）村から汐くい（汐首）村まで37か村が記載され（東在郷）、それより東方面について、「これより蝦夷地」として21地名を記し、村数81カ村、アイヌの居所140カ所、惣（総）島数48カ所が記載されている。

ここでは、和人地（松前地）の西在郷と東在郷では村の名と数が記載されているのに対して、蝦夷地内では居住地の地名しか記載されていないことが分かる（意見書7ページ）。

また、松前藩の領民は宗門改めが行われていたが、漁期が終了して和人地（松前地）に戻った時期に行われており、漁期に赴いていた「蝦夷地の各漁場に『宗門人別帳』を置くことは禁止されていた（意見書5ページ）。

以上の事実から、分かることは、

- a. 松前藩の領民である和人の居住地としての東、西両在郷が所在する松前地と蝦夷地としてのアイヌ民族が居住する蝦夷地はその性格が根本的に異なっていたこと
- b. 松前藩の領民は和人のみであり、アイヌは領民ではなかったこと
- c. 松前藩の領地は、渡島半島西南端部の松前地だけであり、厳密な意味では、蝦夷が島の日本国の領域はこの松前地だけであったこと

である（意見書7ページ）。

第4 蝦夷地のアイヌ社会

1 商場知行制時代のアイヌ社会

商場とは前記のように松前藩が蝦夷地内に設定した藩主及び上級家臣のアイヌとの交易場所のことである。松前藩は家臣への知行として「領地」ではなく商場の交易権を与えたので、商場知行制といわれている。この商場が交易の場として機能していたのは1715年頃まで（正徳年間）で、その後は和人商人が商場内のアイヌを労働力として使用し、商場内で直接漁業活動をする場所請負制へと変化していく。

商場知行制時代の蝦夷地でのアイヌ社会は、「蝦夷談筆記」（松宮観山著）で知ることができる。これによれば、

アイヌ社会の基本単位は村（コタン）であり、村（コタン）には、^{むらおさ}村長（コタンコルクル）がその統治者（共同体首長）であったこと、また複数のコタン（河川共同体）の長が存在していたこと、などが分かる。

また、「蝦夷談筆記」には、「蝦夷地年貢収納かつてこれなく」とアイヌは課税の対象外であることが記され、「かつて宗旨と申す儀これなく、切支丹改め仕らず候」とアイヌに対する宗門改めもなく、和人のように宗門人別改め帳もなかったことが記載されている。（以上は意見書7-8ページ）

アイヌはあくまで「領民」ではなく、交易の相手方でしかなかったのである。

2 幕府直轄期のアイヌ社会

1. 幕府の蝦夷地直轄

幕府は、1799年東蝦夷地（太平洋側と千島）を幕府直轄地とし、1807年西蝦夷地及び和人地（松前地）をも直轄地とした（松前は陸奥国に移封）。これはロシアが千島を南下し通商を要求してきたためである。

その後、ロシアの脅威が和らいだため（ナポレオンの台頭といわれる）、1821年に松前氏が復領するが、函館港の開港直後の1855年蝦夷地全域を再び幕府直轄地とした。

このように19世紀にはいると、蝦夷地に対する幕府の関与が強まり、アイヌへの「支配」も強くなってきたが、「幕藩制国家が存続する限り、そこには

自ずから限界があった。幕藩制国家の対外編成のあり方の関りから、たとえ「蝦夷地」の性格やアイヌ民族の位置づけが変容しつつあったとはいえ、幕藩制国家の華夷編成上、幕藩制国家が支配する「異域」として「蝦夷地」や「化外の民」としてのアイヌ民族の存在それ自体が幕藩制国家にとって不可欠なものであったからである。」（甲8・アイヌ民族の歴史、374ページ、）つまり、幕府直轄時代においても、蝦夷地は異域であり、アイヌは異域の人々だったのである。

2. 場所請商人によるアイヌの労働

18世紀初頭以降、それまでの商場における商人とアイヌとの交易形態から、和人商人が松前藩主と上級家臣に対して「運上金」を上納して、また幕府直轄期では幕府に対して「運上金」を上納して、商場内での漁業生産を行う形態に変質していった。これに伴い交易の相手方であった商場内のアイヌは和人商人が経営する漁場の労働者へと変質していった。商場は、交易の場から漁業生産の場へと変化していったのである（場所請負制）。商場内では、場所内の有力なアイヌを「惣乙名」「脇乙名」「並乙名」等々の役職に任命してアイヌを階層的に編成していった。

場所内のアイヌの労働状況を見ると、例えばトカチ場所（現在の地名では浦幌町から豊頃町に至る十勝川河口流域及びその沿岸）における漁業において、3月頃に、和人とともにタラ漁に従事し、4月末からイワシ漁、6月頃からはコンブ漁、8月から9月頃はサケマス漁、10月下旬にシシヤモ漁と労働し、11月頃から場所内の労働を離れて、シカ猟を行い正月中ごろまでシカ猟を行う、という年間労働のようであった（「東蝦夷地場所請取申口」、意見書11ページ）。トカチ場所は、原告の構成員の先祖が居住していた地域であるから、これらの労働状況は原告の先祖の労働状況を示している。

（3）アイヌの「自分稼ぎ」

18世紀の末頃になると、各場所における場所請負人による生産活動には、各種出稼ぎ和人による生産活動と場所請負人が同場所内に居住するアイヌを強制的に使役して行う生産活動の2つの形態が併存するようになった。

アイヌはこのような状況の下であっても、自分稼ぎと称する、場所請負人の各種生産のために働くのではなく、アイヌ自身の生活のためにアイヌ独自の生産活動にも従事していた。

この自分稼ぎができないほどの状況に追い詰められたアイヌのなかには、武装蜂起して決起したアイヌもいた（1789年のクナシリ・メナシの戦い）。

自分稼ぎは、アイヌの本来的な生産活動のことを意味する言葉で、各コタンにおけるコタン構成員による独占的・排他的漁労による収穫のことである（意見書13-14ページ参照）。つまり、この本来的な生産活動とは、「化外の

民」としてのアイヌが、「村長」に引きいられたコタン集団としての権限に基づく独占的・排他的漁猟（争いはない）による生産活動のことなのである（意見書 8 ページ、甲 2、甲 3）。

場所請負人の下で労働する場合は、収穫物はすべて場所請負人の所有であり、アイヌは「賃金」を得るだけである。しかし、自分稼ぎの場合は、その収穫物は、アイヌの所有となり、食糧とするとともに、場所請負人との交易品にもなったのである。

幕末の安政期においても、アイヌは自分稼ぎとして、「アイヌ民族の本来的生産活動が依然として活発に行われていたことを示し」（意見書 17 ページ）ている。

（4）原告構成員の先祖の自分稼ぎを裏付ける記録

意見書の 14 ページには、「入北記」を引用して、アイヌが購入した物品や売り渡した品物が示され、これらの記述は自分稼ぎを裏付けるものとされている。

ここでは、網針や網糸は、アイヌが漁網を購入して漁を行っていたこと、魚種は売渡品にサケ、マスの加工品が記載されているのでサケマスが主要な漁猟対象であったことなどが指摘されている。

甲 8 は、既に証拠提出している入北記である。216 ページ以降が、原告構成員の先祖が生活していたトカチ場所についての記載である。場所請負人商人は福島屋嘉七である。人別は、幕府や藩が作成する課役等の基礎台帳としての正規の人別帳ではなく、商人が場所内の労働力を把握するために作成した私的資料としての人別である。219 ページには「土人給料調」とあり、アイヌが場所内で労働した対価が記載されている。この労働による収穫物は前記のように商人の所有物となる。同ページ下段には、「蝦夷人共江売渡品直段調」とあって、商人がアイヌへ売り渡した品と値段が記載され、この中に「網針」の記載がある。220 ページには「蝦夷人ヨリ買上直段調」とあって、商人がアイヌから買い上げた品と値段が記載されている。昆布、干鱈、鰯、鹿皮等々が記載され、アイヌは自分稼ぎで相当の収穫を得ていたことが分かる。サケマス類の記載がないのは、調査した時期が旧暦の 8 月 23 日から 9 月 8 日（211 ページ）であり、サケマス漁が始まった直後で自分稼ぎとして加工し販売できる製品までに至る前であったからである。

甲 8 では、原告の構成員の先祖は、商人から網針を購入し、自分稼ぎとして網漁を行っていた事実が裏付けられ、またその自分稼ぎは多くの漁獲物やシカなどを漁猟していたことが明らかである。そして、これらの自分稼ぎは、コタンという集団の権利を構成員として行使していたものだったのである。

（5）自分稼ぎから出てくる結論

アイヌは、蝦夷地全域を幕府が直轄するに至った安政期（1854年～1859年）に至っても、自分稼ぎというアイヌの本来的生産活動が依然として活発に行われていた。原告が存在する浦幌町は、この時期東蝦夷地とされていたが、東蝦夷地においても全く同様であることが上記のように明らかとなっている。

したがって、原告が主張するサケ捕獲権は、江戸期を通じて、侵されることのなかった生来的、固有の権利として存在していたのである。